いちよし証券

平成 26 年 5 月 1 日

各 位

いちよし証券株式会社

「募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針」の改正について

当社は、平成 26 年 5 月 1 日付けで「募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針」の改正（同日以降、当社にて配分を行う銘柄から適用いたします）を行うことといたしました。

改正後の方針につきましては、次頁以降をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

制　　定：平成 18 年　7 月 1 日
最終改正：平成 26 年　5 月 1 日
い ち よ し 証 券 株 式 会 社

１．基本方針

当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下、「配分規則」といいます。）第１条に規定する「募集」をいいます。以下、同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下、同じ。）の取扱い又は売出し（以下、「募集等」といいます。）に係る株式等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。

また、株式等の配分を行うに際して、当社は予めお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。

そのため、当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株式等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者（但し、日本証券業協会の定める親引け禁止規定の適用除外となる場合を除きます。）、②当社及び子会社の役職員並びにその配偶者、扶養親族、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的不公平感を生じせしめる者（当社取引先等）、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分は行いません。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

２．配分の方法

（１）募集等のご案内について

需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。

また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（http://www.ichiyoshi.co.jp/　以下、同じ。）及び営業部支店の店頭においてお知らせいたします。なお、個別の事案において、お示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、併せてお知らせいたします。

（２）お申込みの受付について

需要申告及び配分のお申込みは、お取引のある営業部支店及び法人営業本部において対面又はお電話で受け付けいたします。

また、お申込みに際しましては、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書又は目論見書をご熟読頂き、新規公開株を含む株式投資のリスクや取引の仕組み等をご理解の上、お申込み下さい。なお、当社は、新規公開株の特性から、長期安定的に保有してくださるお客様のお申込みを重視しております。

（３）配分の要領について

当社は、お客様の金融商品取引に対する知識、投資経験、財産の状況及び投資目的、当社とのお取引実績、長期安定保有状況等を総合的に勘案の上、配分先を決定いたしますが、その具体的な配分の決定にあたっては、配分の機会を公平に提供するため、原則として、次の要領で行います（※１）。

① 営業部支店（いちよしダイレクト部を含みます。以下、同じ。）及び法人営業本部への配分数量のうち、95%を営業部支店に、５%を法人営業本部に配分いたします。
② 営業部支店及び法人営業本部については、その 15%を営業部支店及び法人営業本部の一般抽選（※２）により、85%を営業部支店（但し、いちよしダイレクト部を除きます）及び法人営業本部の抽選によらない方法（※３）により配分いたします。

なお、抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みに番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。

また、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様への当選数量は、原則として最低単元としておりますが、営業部支店（但し、いちよしダイレクト部を含みます）及び法人営業本部への配分数量の合計が 200 単元以上の場合は、抽選による配分の一口座当たりの平均数量の 10 倍程度を目安に配分を行います。

※１　ブックビルディングの需要が積み上がらず、配分の申込み数量が当社における配

分予定数量に満たない場合は、抽選による配分を採用しないことがあります。

また、機関投資家のお客様への配分につきましては、原則として需要申告の状況等（以下、「需要状況」といいます。）を総合的に勘案した上で、適切な配分に努めます。なお、機関投資家のお客様からいただいた需要状況については、原則として募集等に係る株式等の価格決定に際して利用いたします。

※２　一般抽選については、ブックビルディングに需要申告をなさったすべてのお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったすべてのお客様を対象に行います。なお、営業部支店及び法人営業本部への配分数量の合計が 35 単元未満の場合は、一般抽選は行いません。

※３　抽選によらない方法については、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、お客様の申告数量を超えない範囲において、抽選による配分の一口座当たりの平均数量の５倍程度を目安に配分を行うこととし、その回数に一定の制限を設けることといたします。

（４）配分結果とキャンセルについて

抽選または抽選によらない方法により配分を受けたお客様には、抽選日以降に、配分が決定した旨及び払込みの要領をお取引のある営業部支店及び法人営業本部において対面又はお電話でお知らせいたします（※４）。なお、配分を受けなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、予め御了承下さい。

また、配分を受けたお客様がキャンセルされた場合は、原則として繰り上げて配分を行います（※５）。なお、マーケット環境等により円滑な募集が困難であると当社が判断した場合は、初回抽選のみを行い、以降の配分については、抽選による配分を採用しないことがあります。

株式等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株式等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株式等の発行会社に提供いたします。

※４　いちよしダイレクト部で口座を保有されているお客様には、お電話でお知らせいたします。但し、募集最終日の前々日 15 時までに予めご指定いただいた電話番号に連絡がつかなかった場合や、連絡はついたものの募集最終日の 11 時までに明確な購入意思を確認することが出来なかった場合は、原則として当該当選の効力はなくなったものとみなし、キャンセルされたものとしてお取り扱いいたします。

※５　いちよしダイレクト部で口座を保有され、ブックビルディング期間中に需要申告をなさったお客様につきましては、募集最終日の前々日 13 時までに繰り上げ抽選を

行います。

（５）新規公開株以外の公募株式等の配分について

お客様のニーズ等を的確に勘案した上で、お客様による需要申告に基づき、抽選によらない方法により、配分を行います。

以　上

附　　則

この方針は、平成18年7月1日より施行する。

改正年月日

平成 19 年1月 16 日　平成 19 年9月 19 日　平成 20 年1月7日
平成 21 年7月 21 日　平成 22 年 4 月 1 日　平成 23 年4月1日
平成 24 年 4 月　1 日　平成 24 年 11 月 1 日　平成 25 年4月1日
平成 25 年 11 月 1 日　平成 26 年 5 月 1 日